

生活文化常任委員会資料
2021年(令和3年)12月9日
市民生活局

報告第17号関連資料

令和3年度明石市一般会計補正予算(第5号)専決処分不承認に係る措置の報告及び「市民全員・飲食店サポート事業」の実施状況について

「市民全員・飲食店サポート事業」に係る専決処分不承認に関する具体的な事務の対応及び現時点における事業の実施状況につきまして、下記のとおり報告いたします。

1 専決処分不承認に関する具体的な事務の対応

(1) 委託先について

配達の委託先について、価格や配達期間などに関して複数事業者から比較検討する必要があるとの指摘を受け、日本郵便と大手民間事業社3社との比較を行いました。

その結果、民間事業社2社が金券配送や個人宛配送が不可能であり、民間事業社1社は、価格において日本郵便の約1.5倍、配達期間は3倍程度かかるなど、結果としてあらためて日本郵便への委託が妥当との結論となりました。

(2) 世帯単位の配達について

世帯単位の配達にすると、経費を抑制することが可能ではないかとの指摘を受け、あらためて検討いたしました。

世帯単位の配達については、各世帯の人数分に合わせた封入封緘が煩雑な作業となり、個人単位に比べ5倍の時間がかかるということ、DVなど各家庭事情への対応作業が煩雑になること、届いた封筒で1冊足りないなどの申し出が市民からあっても実情の確認ができず、市民との信頼関係を損ねる原因となりうることなどから、結果としてあらためて個人単位で配達することと致しました。

(3) 配達手法について

日本郵便での配達手法について、チケットにナンバリングをするなど盗難防止策を施した上で経費を抑制できる特定記録郵便を採用するなど、配達手法を十分に検討するべきとの指摘を受け、あらためて検討致しました。

ナンバリングを行った場合、チケット印刷費用は1.3倍程度になりますが、ゆうパック438円、簡易書留371円、特定記録郵便275円の配達費用の差額を考えると、全体的な経費としては特定記録郵便が最も安価となります。

しかしながら、高齢者などを対象とした過去の事例から特定記録郵便では600件を超える盗難事案が発生する恐れがあること、被害にあった市民の方には警察への被害届や市への再発行の申請など多大な負担をかけること、封入封緘時に宛名とナンバリングが1つでも間違えれば盗難防止策としての信頼を失うこと、封入封緘の作業期間が2倍以上になることなどから、市の信用として市民に確実にお届けするという観点からも、ゆうパックなどの対面式を採用するのが妥当との結論となりました。

なお、同じ対面式の簡易書留は、配達員が限定され、配達に相当な期間を要することから、スピードと効率性を重視し、結果としてゆうパックを採用することと致しました。

2 事業の実施状況（中間報告）

（1）交付対象者

全市民 304,505 人

※令和3年8月1日時点で明石市の住民基本台帳に登録がある人

※実交付人数 301,167 人（約99% 11月19日現在）

（2）給付額

1人あたり 5,000 円（500 円券×10 枚）

（3）利用券の対象事業者

飲食事業者、テイクアウト事業者、日用品販売事業者、サービス事業者、タクシー・介護タクシー事業者 など

※市内約1,000事業所で利用が可能

（4）利用券の有効期限

令和3年8月30日から令和3年12月31日

（5）利用券の使用状況等（11月15日現在）

①使用率

発券額：1,522,525 千円 換金額：592,382 千円 使用率：約38.9%

②換金における統計データ

●業種別

業種	飲食・食料品等	日用品・サービス等	タクシー	その他
金額	389,188,000 円	172,468,000 円	24,592,000 円	6,133,500 円
割合	65.7%	29.1%	4.2%	1.0%

●地区別

地区	明石地区	西明石地区	大久保地区	魚住・二見地区
金額	348,091,500 円	85,449,000 円	80,065,000 円	78,776,000 円
割合	58.8%	14.4%	13.5%	13.3%